

# 女性活躍推進法に基づく認定『えるぼし』取得

令和8年2月4日、女性活躍推進法に基づく認定『えるぼし（3段階目）』を取得しました。

令和8年3月4日、秋田合同庁舎5階第1会議室において、厚生労働大臣が認定する「えるぼし（3段階目）」の認定通知書交付式が行われました。

比内ふくし会では、女性職員の割合が全体の7割を占め、これまで女性活躍の推進に向けた取り組みを積極的に行ってまいりました。

厚生労働省の掲げる女性の職業生活における活躍の状況に関する実績の基準、①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース、の5つの評価項目の基準をすべて満たし、「えるぼし」の最高段位である“3段階目”の認定を取得しました。

当法人では、今後も女性はもちろん、性別・年齢・国籍等を問わず、全ての職員が働きやすい・働きがいのある職場環境づくりを目指してまいります。

※認定日 令和8年3月4日

基準適合一般事業主認定通知書

令和8年2月4日

社会福祉法人比内ふくし会  
理事長 佐藤 剛 殿

令和8年1月21日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

| 採用 | 継続就業 | 労働時間 | 管理職比率 | 多様なキャリアコース |
|----|------|------|-------|------------|
| ○  | ○    | ○    | ○     | ○          |

秋田労働局長

## 【「えるぼし」認定とは・・・】

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣が認定するものです。秋田県内では、比内ふくし会を含め、現在25社が、「えるぼし」の認定を受けています。